広報

たまき

AUGUST
2003
No.364

Public Information of
TAMAKI TOWN

特集 滞納整理に新たな機構を発足 ……❶
住民基本台帳ネットワークシステム ……❸

まちの話題……❺
魅力ある町づくり……❾
町の台所……⓫
くらしの情報……⓭
ほのぼのネットワーク……㉑

特集

に新たな機構を発足

税金は、どうして必要なのですか？

世の中には、ひとりだけではできないことがたくさんあります。例えば大きな川の対岸においしい果物がたくさんあるとします。人びとはそれを食べてみたいと思います。しかし、泳ぎの得意な人は食べることができても、とてもみんなの食べる分までは持って帰れません。こんな時、みんなで力を合わせて橋をかけるとしたらどうでしょう。工事をする人、材料をそろえる人、その間に食事を作る人、農作物をつくる人などみんなの力が必要になってきます。

このように、みんなが幸せで豊かな生活をするには、協力し合うこと、つまり、分担することが必要になってきます。

国や地方公共団体は、わたしたちの生活に欠かすことのできない仕事をしています。その仕事をするために必要な費用を、わたしたちは税金という形で負担しているのです。

ですから、税金は社会を維持するための、いわば会費であるということがいえます。

みんなが出し合う税金を期限内に納付できないときどうすれば？

災害や事業の休廃業などの特殊な事情が生じたために税金を一度に納付することができない場合には、**納税の猶予**という制度を利用して分割納付などの方法で納付することができます。

納税の猶予とは、次の原因によって納付が困難となった場合に、申請に基づいて町長の許可を受け、1年以内で分割納付できるというものです。

①納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受けまたは盗難にかかったとき。
②納税者またはこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき。
③納税者がその事業を廃止し、または休止したとき。
④納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

納税の猶予を受けるためには、原則として担保の提供が必要ですが、猶予許可されると猶予期間中の延滞税は全額または半額が免除されます。

納期限までに納付しないと

税金が定められた期限までに納付されない場合は、法定納期限の翌日から納付される日までの日数に応じて計算した延滞金※を本税とあわせて納付しなければなりません。

また、その後納付がない場合には、督促状が送付され法律に定められた差押え等の強制的な処分を受けることもあります。

なお、差押えられた財産は、最終的には強制的に換価（売却）され、滞納町税に充当されることになります。

税の豆知識

税金はいつできたかご存じですか

日本の税に関する最も古い記録は、3世紀ごろに書かれた中国の歴史の本、「魏志」の「倭人伝」に書かれています。この本によれば、女王卑弥呼が治める邪馬台国には、「租」という税があったようです。

この「税」が全国統一的な制度として歴史に登場したのは、飛鳥時代の「大化の改新」（645年）です。この改革に基づいてしくみが整えられ、「大宝律令」（701年）の「班田収授の法」により、農民に田を分け与える代わりに『租・庸・調』という税を納めさせ朝廷の政治などの資金にしました。

滞納整理

※延滞金

町税が定められた期限までに納付されないと、法定納期限の翌日から納付される日までの日数に応じて年14.6％（納期限の翌日から２月を経過する日までは、平成15年中は年4.1％）の割合で計算した延滞金を納付しなければなりません。

①納期限の翌日から２月を経過する日までの期間の割合は、前年11月末日の公定歩合に４％を加算した割合です。

②修正申告および期限後申告による納付の場合は、申告書を提出した日が納期限となりますからご注意ください。

■町税などの滞納整理に新たな機構を発足

玉城町ではこういった滞納者に対して、督促状や催告状を送付して納税をお願いしていますが、一向に理解が得られない人または納税者、また何かと理由付けをして納税しないなど悪質な滞納義務者を対象に、町税だけでなく、国民健康保険料、保育料、水道料金、下水道料金、住宅使用料など、玉城町徴収金全般の収納状況を把握しながら総括的に滞納処分を行うため、『玉城町町税等滞納整理機構』を発足させました。

この機構は、滞納者の財産等を調査し、財産の差押え、国民健康保険証の発行停止、水道水の給水停止、町営住宅の明渡し、ひいては町が行う住民サービスの停止等を目的に断固たる処置を実施するために設けられた組織です。

滞納がある納税者の方は、すみやかに納付していただきますようお願いします。

しかし、事業の休廃業や会社の整理退職など特別な事情が生じたために納税等が滞納になっている人は、分納の相談にも応じますので役場、各担当チームまでご連絡ください。放っておきますと、滞納処分を受けることになります。

■実績ある機構をモデルに実施

また三重県を中心に県下69市町村では今、平成16年4月を目途に三重県広域滞納整理機構（仮称）の設立に向け、事務を進めています。

この機構は、各市町村から委託された滞納の案件を専門的に強制処理する組織です。したがって、滞納者の財産等を差押えて、強制的に換価することを目的としています。

これは、先に設立された、茨城租税債権管理機構をモデルとして検討しているものです。

ここでは、24人の職員と弁護士、税務署員OB、裁判所執行官、銀行員OB、警察署員OB等を顧問に招いて、滞納整理を行っており、平成13年度実績で403件の差押え、公売が行われました。また、徴収実績は、4億5093万7000円でした。

厳しい処分、対応がこの結果として現れています。

以上のことから

▼財産等を差押えられますと、その財産を処分することができなくなります。

つまり、預金を引き出したり、売掛金を回収したりすることができなくなるわけです。

▼また、差押えを受けると「社会的な信用」をなくします。

特に債権の差押えを受けると、大事な取引先からの信用を失うことにもなりかねません。

▼差押えを受けた不動産等の財産は、公売により売却代金が滞納税金に充当されます。

売掛金等の債権については、取立てられた金銭が滞納税金に充当されます。

このようなことにならないように、納税等の納期限を守りましょう！

税に関することおよびこの制度に関することは、町税務住民チームにお問い合わせください。

☎（58）8201

税金はなぜ税金というのか？

明治6年（1873年）に、政府の収入を安定させるため、土地にかかる税を定め、それまでの穀物などで納めていた年貢（ねんぐ）に代えてお金で税を納めるように制度を変えました。〔地租改正（ちそかいせい）〕

そこで、「税」をお金で納めることから「税金」と言うようになりました。

その後、豊臣秀吉の「太閤検地」による全国規模の統一税制、明治政府の「地租改正」による近代的な税制、そして、信頼関係を基盤にした戦後の申告納税制度を経て現在に至っています。

近年では、高齢化の進展に対応し、活力ある福祉社会を目指した抜本的な税制改革が行われ、所得税減税とともに消費税が導入されています。

住民基本台帳ネットワークシステム

8月25日 第2次サービス稼動

詳しくお知りになりたい方は　町税務住民チーム　☎(58)8203

住民基本台帳とは

住民基本台帳とは、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎となる制度です。各市町村において、住民票を世帯ごとに編成して作成されています。

選挙人名簿の作成、国民健康保険や国民年金の被保険者としての資格管理、学齢簿の作成など、市町村が行う各種行政サービスの基礎として、行政の合理化や住民の利便の増進に役立っています。

住民基本台帳のネットワーク化

平成11年の住民基本台帳法の改正により、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードを基に、行政機関に対する本人確認情報の提供や市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、地方公共団体共同のシステムとして、各市町村の住民基本台帳のネットワーク化を図りました。

昨年8月　第1次稼動

昨年8月すでに、システムは稼動しています。市区町村ごとに保有している住民情報のうち本人確認情報「4情報」を行政機関へ提供しています。

たとえば、行政機関への申請・届出を行う際、住民票の写しの添付が省略されている業務もあります。

住民基本台帳ネットワークシステムと住民基本台帳カードでひらくＩＴ社会

住民基本台帳ネットワークシステムは、地方公共団体共同のシステムとして、居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、4情報（氏名、生年月日、性別、住所）と住民票コードなどにより、全国共通の本人確認を可能とするシステムで、電子政府・電子自治体の基盤となります。

今月号では、まもなく第2次稼動する住民基本台帳ネットワークシステムについて、あらためてその仕組みを紹介し、またこれに関連する業務をお知らせします。

※カード発行時の申請書類

〈写真ありの場合〉　写真（申請前6カ月以内のものたて4.5cm よこ3.5cm）１枚、みとめ印、申請者本人と確認できるもの（運転免許証等、官公署が発行した免許証または資格証、「本人の写真が貼付されたものに限る」）

〈写真なしの場合〉　みとめ印、申請者本人と確認できるもの（前述と同じ）

◆いずれも交付手数料は500円。再交付の場合も同額が必要になります。

本年8月25日から第2次サービス稼動

本年8月25日からは、新たに次のサービスが始まります。

◆「住民票の写し」の交付が全国どこからでも受けられます

現在、住民票の写しの交付は、今住んでいる市区町村や限られた市区町村間のみで、受けることができます。

今後は、本人や世帯の「住民票の写し」の交付が住民基本台帳ネットワークシステムを通じ全国どこの市区町村でも可能となります。

＊注：この場合の住民票の写しについては、戸籍筆頭者の氏名、本籍地の記載はありません。

◆引越の場合の手続きが簡略化

他の市区町村へ引っ越す場合には、現在、住んでいる市区町村へ転出届を行い転出証明書の交付を受けた後、転入市区町村で転入届を行う必要があります。

住民基本台帳カードの交付を受けている場合には、転出証明書の交付を受ける必要がなく、転入地区町村で必要な住民情報は、ネットワークを通じて転送されます。

◆住民基本台帳カードの交付

住民基本台帳カードは、セキュリティ上極めて安全なICカードを用いることとして、希望により市区町村長から交付されます。

他の市区町村で住民票の写しの交付を受ける場合や行政機関などに申請・届出を行う場合、住民基本台帳カードにより確実な本人確認ができるほか、引越の場合の手続きが簡素化されるなど、迅速な手続きが可能となります。

カードは、写真付きと、写真なしの2種類が予定されており、いずれかを選択できます。写真付きは個人の証明書としても利用できます。

カード発行時についての申請には※上記の書類が必要です。

万全の個人情報保護対策

◆制度（法令）面から万全の対策を講じています

❶住民基本台帳ネットワークシステムで保有する本人確認情報は、法律により「4情報」に限定されています。

❷住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を行う行政機関や利用事務については、法律で具体的に規定されており、目的外の利用は禁止されています。

❸民間部門の住民票コードの利用を禁止しています。

その他、関係職員には「安全確保措置」「秘密保持」を義務づけ、秘密を漏らした場合には重い罰則規定が適用されます。

当町でも、国のガイドラインに基づき、セキュリティポリシー（安全確保のための詳細な指針）を作成し、万全の対策を講じています。

◆技術面の対策

❶外部ネットワークからの不正侵入、情報の漏えいを防止するため、安全性の高い専用回線でネットワーク化を図り、通信データの暗号化やファイアウォール（防護壁）などを設置し対策をしています。

❷システム操作者の目的外利用をふせいでいます。具体的には、操作者用ICカードやパスワードなどによる厳重な確認、データ通信の履歴管理および操作者の履歴管理など万全な管理を行っています。

公的個人認証サービスは11月スタート

申請・届出など行政手続のオンライン化を実現するためには、第三者による「情報の改ざん」（内容を書き換えることが容易）、「成りすまし」（文書作成者の特定が困難）、「送信拒否」（送信内容の否認を防止することが困難）などを防止するため、電子証明書の発行等を行う高度な公的個人認証サービスを、全国どこに住んでいる人に対しても低廉な費用で提供することが必要であり、このため、地方公共団体による公的個人認証サービスが本年11月からはじまります。

詳しくは、追って掲載します。

Tamaki own Report まちの話題

「住民の役割」を再確認しグループ討議
第3回「玉城町市町村合併問題懇話会」

玉城町の市町村合併問題を意見交換する、第3回玉城町市町村合併問題懇話会（山口雅義会長）が6月19日、町役場で開かれ、「住民の役割」と「行政の役割」についてグループ討議が行われました。

今回の会合では、まず前回「生活」「人」「まち」「地域」の4つのテーマに分類し取りまとめられた意見を再度確認することからはじまりました。

この後、新市全体で取り組むべきものとする「共通領域」と、町村単位の小さな地区で取り組む「個別領域」のふたつの考え方に分けられた意見の中から、これをもとに、さらに住民の活動でできる（関わりのある）「住民の役割」と、行政にしかできない「行政の役割」を議論しました。

そのなかで、住民が少しでも活動・役割として関われるものとして、グループ別に次のような意見が出されました。

▼生活・・・・・
自主的防災組織としての「地域防災」

▼人・・・・・・
高齢化が進むなかで、高齢者の自立をめざした「社会参加・生きがいづくり」
食の教育の必要性、地産地消を生かした「学校給食」

▼まち・・・・・
基幹産業として大きな財産を活かしていく「農業を活かしたまちおこし」

▼地域・・・・・
文化財を取り込んだまちづくりとして「文化財の保護・活用」
身近なふれあいの場の創出として「コミュニティ施設」
地域社会の大切な活動となる「住民の自主的活動」

などを81の項目から選び、住民の役割に密接なかかわりがあるものとして、集中的に話し合いが行われました。

また、ひきつづきこれまでに出された意見の取りまとめ成果として、新市まちづくり委員会の将来構想の柱立てとなる5つの「キーワード」、
①行政の体質改善、民主化・透明化
②人づくり、自立
③福祉・健康
④農業と自立
⑤交流
に対してグループでの意見がまとめられ、新市まちづくり委員会へ報告し、将来構想のなかへ新しい仕組みとして意見を上げていくことにしました。

各グループで話し合いが進められました

玉城 8 春秋

Mayor's Column

長い梅雨でありましたが、夏の太陽が顔をのぞかせてまいりました。地域の自然には梅雨もまた大切であります。特に農産物には成育のなかで梅雨も大切でありますが異常は困ったことであります。

日照時間不足か、スイカをはじめとする夏野菜は不作とのことであります。

さて、アスピア玉城のふれあいの館改修工事費の予算化をいただきました。近いうち入札、８月から改修工事に取りかかることになりました。積良からアスピア玉城に通ずる新しい道も完成いたしました。７月16日から供用開始となりました。計画以来３年もかかりましたが、これで観光バスも温泉まで不自由なく乗り入れることができます。

さらに改修リフレッシュができました秋には新しいアスピア玉城として再出発が期待されることになります。また、とれたて野菜など農産物直販のアグリも好評でありますが、今回改修をして売り場の充実を図るとのことであります。頑張っていただきたいと思います。70戸近い農家のみなさんが出荷していただいております地産地消とよく言われますが、規模が小さくともその典型であります。

玉城町では今年から農薬の空中散布も農薬法の改正により取りやめることになりました。農薬や化学肥料は適正な使用が大切でありますが、これで玉城町全域が低農薬農産物生産の町として一歩前進することになります。

次に全国的な課題となっております青少年育成、子育てが大変な時代であります。少年の事件が目立つ時代であります。それだけに玉城の地域は別世界と言える状態にありません。現に小学校に脅迫電話がかかる事件がありました。気が動転する事件であります。幸い教育委員会や学校、ＰＴＡの協力で、ことなきに終わりましたが心配はつきません。

福祉の子育て支援も大事であります。と共に子ども達の生活安全で人ごとでない時代であります。

学校と行政、地域社会と共に親の責任も大きく問われると存じます。地域の安全と安心は最も大事なことであります。みんなで真剣に考えたいと思います。

さて、市町村合併問題、特に５町村合併につきましては、次号で所見を述べたいと存じます。

いよいよ暑さのなかでの生活となります。ご自愛のほど念じ玉城春秋といたします。

平成15年７月18日　公室にて

玉城町長

中澤信一

将来構想に対する意見交換
第４回「玉城町市町村合併問題懇話会」

７月４日には、第４回懇話会が開かれ、新市まちづくり委員会で取りまとめられた将来構想案に対する意見交換や議論が行われました。

その中で委員からは、構想は非常によくできているとしながらも、「行政と住民との距離を近づけ、情報の循環を活発化しないといけない」「子育て支援」「子ども高齢者もみんなが一緒に集える拠点づくりが必要」など意見が述べられました。

また、「構想の中で出てくるカタカナ表現の意味が分からない」「住民主体を基本とした目標を最初にすべき」などの意見も出されました。

この日、まとめられた意見は、後日開かれる新市まちづくり委員会へ報告され議論されます。

そのほか、今回の会合では構成町村の生活実態、地域組織などを把握するため２回の見学会を計画し閉会しました。

Tamaki own Report まちの話題

岩崎和弘さん

長年の水位観測に感謝

宮川の岩出水位観測所水位観測員として長年にわたり記録収集に務められた岩崎和弘さん(岩出)に、国土交通省中部地方整備局長から感謝状が贈られました。

岩崎さんは、岩出水位観測所で昭和50年から長年、朝夕の2回水位標の記録収集を行ってこられました。「台風などで増水している時には、昼夜を問わず1時間毎に水位標に向かったことは大変でした」と語る一方で、「鮎釣りが大好きで宮川を愛する気持ちと家族の協力があってここまで続けられた」と家族にも感謝されていました。

すでに4月から機械により自動監視化され岩崎さんの長年の観測業務は終わりましたが、本当にご苦労さまでした。

感謝状を手に喜びを噛みしめる岩崎さん

夢工房まつり

町の授産施設「夢工房たまき」では6月20日、近くの授産施設のみなさんを招いて「夢工房まつり」を、中央公民館で開きました。

このまつりは、ボランティアが中心となってほぼ毎年行われており、今年で8回目を迎えました。

この日は、小俣町の「さくら園」、度会養護学校など、7施設のみなさん、150人あまりが参加されました。

会場では、ジュース釣り、ボーリングなど、様々な催しが行われ、なかでも案内用の看板も、中学校の生徒が総合学習として「夢工房」を訪れた際、作ってくれたことや、ボランティアの虹の会、皇學館大学のみなさんにささえられたこともあって、まつりはにぎわっていました。

お昼には手作り「カレー」に舌鼓を打って、楽しいひとときを過ごしていました。

他の授産施設のみなさんと楽しいひとときを送りました

中西かおりさん　麗奈ちゃん親子最優秀賞に
母と子のよい歯のコンクール

中西さん親子

6月12日、三重県歯科医師会度会支部の「第10回母と子のよい歯のコンクール」が開催されました。今回、一次審査を通過した31人のうち、さらに3人の歯科医師による審査が行われ、玉城町の中西かおりさん、麗奈ちゃん（日向：4歳）親子が最優秀賞を受賞しました。

このコンクールは、歯の衛生週間の一環として歯に関する正しい知識を知り、早期発見・早期治療を実施することにより、歯の寿命を延ばそうと毎年開催されています。

当町でも、保健事業で歯を重点課題として取り組み、本紙でも詳しくお知らせしていますが、乳幼児期では、フッ素塗布の体験ができる「歯っぴい教室」や保育所での4歳児歯科教室、歯科医院に通うことができない方への口腔訪問などを実施しています。みなさんも80歳で20本以上が自分の歯となるよう、一生付き合う歯を大切にしましょう。

なお、中西さん親子は県大会に出場され優秀賞を受賞されました。

保育所のいろいろな活動と遊び
町保育所
保育所で行われた活動や遊びをご紹介します。

雨の日の交通安全指導
下外城田保育所

6月は梅雨。17日に傘の使い方や傘をさしての歩き方等を子どもたちに伝える交通安全指導を行いました。

傘をさす時は、まわりに友達がいないかを確認すること、また、しまう時は巻いて止めをすることなどを話した後、子どもたちと実際に小雨の降る中、園庭に出て歩きました。

子どもたちは、友達にあたらないよう気をつけながら歩いていました。

ジャガイモ掘り
田丸保育所

園庭の畑で育てていたジャガイモが、大きくなって土の中から顔を出した6月9日、年長組の子どもたちはジャガイモ掘りをしました。

『こんなについとるよ』『すごい！』『また出てきたよ～』と掘り起こすと大きなイモが次々出てきて、大はしゃぎでした。

たくさん収穫できたのでその日少し家に持ち帰りました。どんな料理ができたかな？きっと食卓を賑わせてくれたことと思います。保育所でも子どもたちとクッキング計画中です。

平成15年
第４回玉城町議会定例会

なるほどレポート
Naruhodo Report

魅力ある町づくり

平成15年　第４回玉城町議会定例会

●住民基本台帳カード交付手数料に係る条例改正
●平成15年度会計補正予算など　14議案可決

平成15年第４回玉城町議会定例会は、６月18日から３日間の会期で開会。専決処分の承認、補正予算、条例の改正など14議案が上程され、原案どおり可決されました。

▼専決処分の承認を求めることについて
（町税条例の一部改正について）
地方税法等の一部を改正する法律が公布され、４月１日から施行されることになり、町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、ただちに議会を招集できないことから専決処分し、当議会で承認されました。

▼専決処分の承認を求めることについて
（玉城町特別土地保有税審議会条例の廃止について）
地方税法等の一部を改正する法律が公布され、４月１日から一部が施行されることになり、特別土地保有税を廃止する必要があり、同様に審議会を廃止するもので、ただちに議会を招集できないことから専決処分し、当議会で承認されました。

▼専決処分の承認を求めることについて
（玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について）
政令の一部が改正されたことにより、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、ただちに議会を招集できないことから専決処分し、当議会で承認されました。

▼専決処分の承認を求めることについて
（平成14年度玉城町一般会計補正予算（第６号））
既決予算内の地方債について、今回、町にとり有利な財源対策債の割り当てが得られたので、歳入歳出それぞれに１０６０万円を追加し、総額を44億８８２８万３０００円とし、ただちに議会を招集できないことから専決処分し、当議会で承認されました。

▼専決処分の承認を求めることについて
（平成15年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号））
平成14年度会計の償還収入に２８３３万２０００円の歳入不足が生じたため、平成15年度会計から繰り上げ充用し補てんしなければならないことから、歳入歳出それぞれに同額を追加し、総額３７９８万９０００円としましたが、ただちに議会を招集できないことから専決処分し、当議会で承認されました。

▼玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
地方税法の改正に伴い、半島振興地域における工業生産設備に係る地方税の不均一課税の見直しを行うもので、これに対応するための条例の一部を改正しました。

▼玉城町手数料徴収条例の一部改正について
住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳ネットワークシステムによる住民基本台帳カードの交付および再交付手数料５００円を計上するため条例を改正しました。

善意の窓

●6月17日、カラオケリズム　林小夜子さん（中楽）から福祉事業にと22,596円寄せられました。

●6月22日、県道伊勢多気線沿線を原区ボランティアのみなさん50人が草刈り清掃されました。

　原区では、県の「ふれあいの道里親」として平成11年から年３回、通学路となる県道沿いをボランティアとして清掃いただいています。

　原区のみなさんありがとうございました。

●水谷トシエさん（小俣町）からケアハイツ玉城へ５万円お寄せいただきました。

　訪問看護備品整備に使用させていただきました。

（住民基本台帳システムの2次稼動については、3～4ページをご覧ください）

▼玉城町国民健康保険条例の一部改正について

　国民健康保険における負担割合の、応能・応益割合を53対47、また介護納付金賦課額については51対49とするため条例の一部を改正しました。

▼玉城町訪問介護事業の設置等に関する条例の一部改正について

　支援費制度の実施に伴い、障害者福祉サービスなどに対応した在宅サービスが、訪問介護事業所においても提供できるよう条例の一部を改正しました。

▼玉城町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

　法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、本町非常勤消防団員の処遇改善を行うため条例の一部を改正しました。

▼平成15年度玉城町一般会計補正予算（第1号）

　国・県の事業内示による事業費、緊急を要する事業費および国民健康保険の本算定に伴うものなどを計上しました。今回の補正の主なものは、

▽総務費：国民健康保険特別会計への繰出金９８３万７０００円の増額

▽衛生費：墓地整備事業補助金１６６万５０００円

▽農林水産費：地域農業構造改革モデル事業補助金５２２万５０００円、林道整備工事請負費１７９万９０００円などの新規計上

▽商工費：アスピア玉城のリニューアルに伴う山村振興事業特別会計への繰出金５００万円の増額

▽土木費：道路橋梁費で地元要望に対応するための道路補修工事請負費１２００万円の増額、外城田川に架かる橋梁調査のための測量設計委託料２００万円の増額、河川費で外城田川の護岸補修のための準用河川維持補修工事請負費４００万円の増額

▽消防費：防火水槽設置工事請負費５２３万６千円の増額

▽教育費：人権教育実践推進事業などが計上されました。

　これにより、歳入歳出それぞれに４００８万１０００円を追加し、総額43億９１７万７０００円としました。

▼平成15年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

　保険料の本算定に伴う調整、老人保健拠出金の額の確定が主なもので、歳入歳出予算総額にそれぞれ４６２５万１０００円を増額し、総額９億７１１９万９０００円としました。

▼平成15年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）

　病院改築工事に伴い、レントゲン撮影装置などの医療用備品を国保の補助をうけ購入するため、資本的収支において、収入で３４７４万５０００円を追加し５億５６６０万８０００円に、また支出に５６０９万円を追加し、５億８１６２万１０００円としました。

▼平成15年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）

　アスピア玉城ふれあいの館の増改築事業費１０００万円を増額するもので、歳入歳出それぞれに同額を追加し、総額1億１７７６万６０００円としました。

【諮問】

▼人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

　人権擁護委員の中村武二氏（原１７３２番地）が任期満了となるのに伴い、引き続き人権擁護委員として推薦し、議会の同意を得ました。

財政公表

町の台所

MACHINO DAIDOKORO

町財政の収支状況ご覧ください

みなさんから納められた税金や国・県からの交付金・補助金などがどのように使われているかを知っていただき、町政に対する理解を深めていただくため、収入や支出の状況をグラフや表を交えて紹介します。
今回は、平成14年度一般会計・特別会計の執行状況を、平成15年3月31日現在でお知らせします。

【一般会計収支状況】

歳入

（単位：千円）千円未満四捨五入

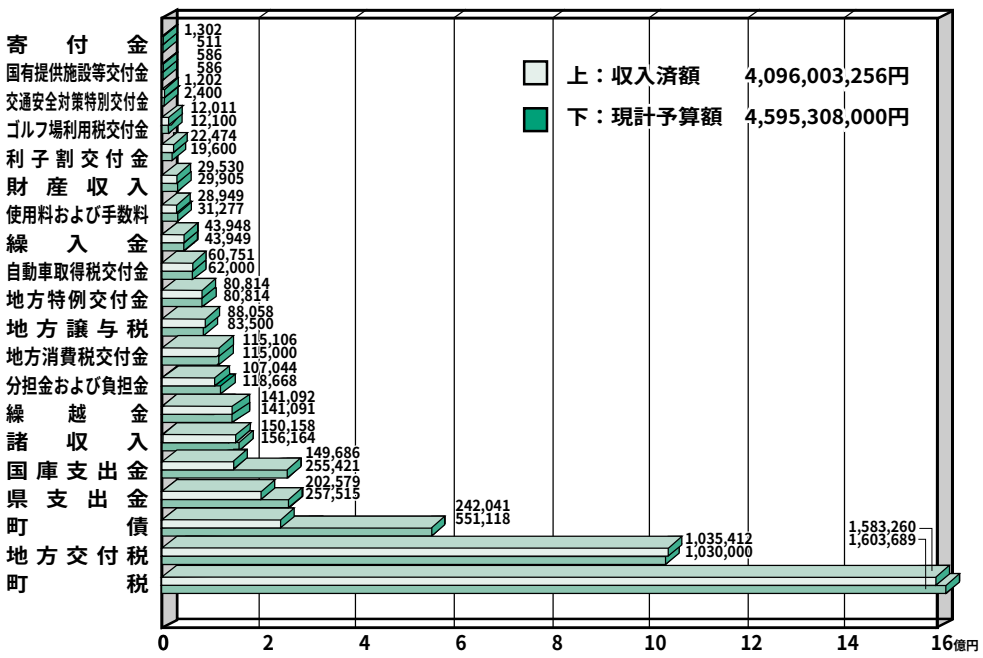

歳出

（単位：千円）千円未満四捨五入

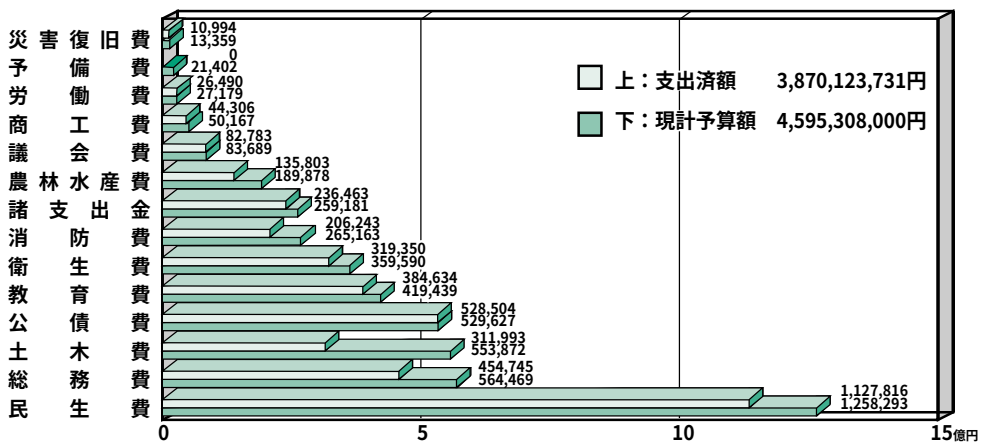

【 町税の内訳 】

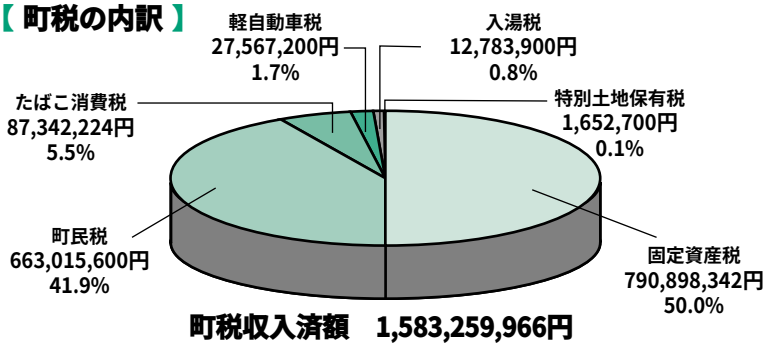

町税収入済額　1,583,259,966円

【 特別会計収支状況 】

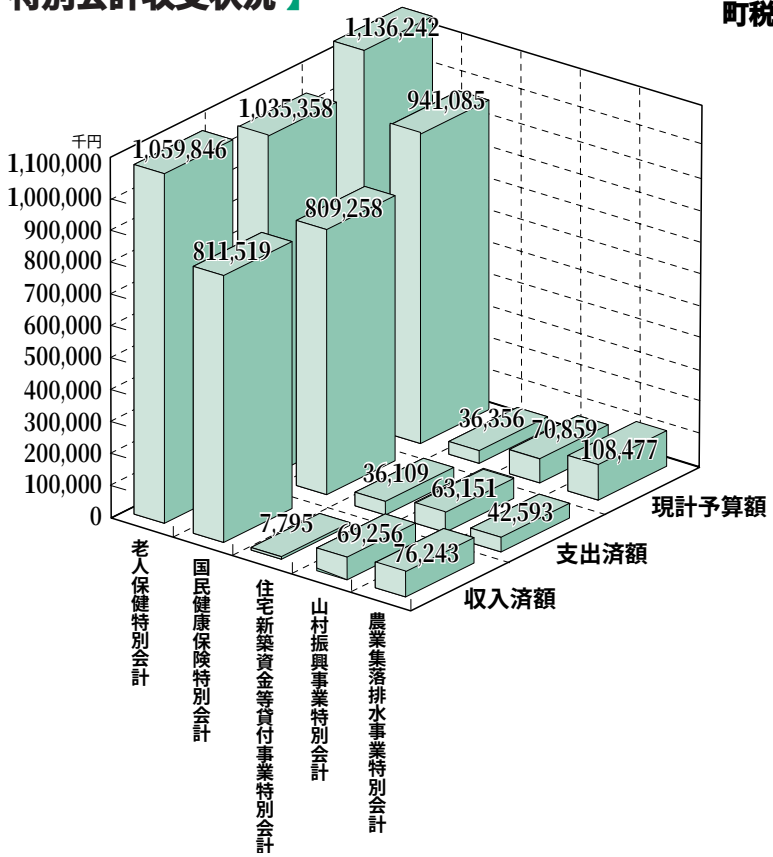

町税の収入状況

平成14年度、みなさんに納めていただきました町税の総額は3月31日現在、15億8325万9966円となっています。これは一般会計全体の33%を占め、地方交付税の10億3541万2000円の21・5%とともに重要な財源となっています。（町税の内訳は、上図をご覧ください。）

地方債の状況

地方債として町が借り入れているお金（借入金）のうち、これから返済しなければならない未償還元金は、74億5982万2475円となっています。

町有財産

町有財産は、町が所有する土地・建物のことで、役場庁舎・町営住宅・学校・道路などが含まれます。

▼土地　28万2689平方m
▼建物　5万219平方m

基金

町が条例の定めによって特定の目的のために財産を積み立てているもので、財政調整基金・地域福祉基金などがあります。

▼10億5734万5936円

【 病院事業会計 】

●収益的収支　（単位　円）

	予算額	執行済額
収　入	494,773,000	501,744,095
支　出	493,137,000	485,311,483

●資本的収支　（単位　円）

	予算額	執行済額
収　入	36,390,000	11,400,000
支　出	39,734,000	14,742,546

【 老人保健施設事業会計 】

●収益的収支　（単位　円）

	予算額	執行済額
収　入	270,692,000	272,630,374
支　出	263,985,000	256,186,929

●資本的収支　（単位　円）

	予算額	執行済額
支　出	7,599,000	7,598,351

【 水道事業会計 】

●収益的収支　（単位　円）

	予算額	執行済額
収　入	278,232,000	287,033,924
支　出	212,512,000	189,951,065

●資本的収支　（単位　円）

	予算額	執行済額
収　入	124,191,000	37,408,865
支　出	268,569,000	144,577,868

【 下水道事業会計 】

●資本的収支　（単位　円）

	予算額	執行済額
収　入	739,296,000	667,043,390
支　出	739,296,000	653,314,595

児童扶養手当・特別児童扶養手当　制度のご紹介

町生活福祉チーム　☎(58)8203

■児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

<手当を受けることが出来る人>

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童を扶養している母や、母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

なお、児童が、身体または精神に中程度以上の障害を有する場合は、20歳になるまで手当が受けられます。（ただし、所得制限が設けられています。）

１．父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
２．父が死亡した児童
３．父が重度の障害（国民年金の障害等級１級程度）にある児童
４．父の生死が明らかでない児童
５．父から引き続き１年以上遺棄されている児童
６．父から引き続き１年以上拘禁されている児童
７．母が婚姻によらないで生まれた児童
８．父母とも不明である児童

ただし、次のような場合は、手当を受けることができません。

児童が

１．日本国内に住所がないとき
２．父または母の死亡について支給される公的年金を受けることができるとき
３．父に支給される公的年金の加算の対象となっているとき
４．労働基準法等の規定による遺族補償を受けることができるとき
５．児童福祉施設に入所しているときまたは里親に委託されているとき
６．母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき（父障害を除く）

母または養育者が

１．日本国内に住所がないとき
２．公的年金を受けることができるとき（国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く）

手当の額　（平成14年８月から）

区分	全部支給の方	一部支給の方
児童１人のとき	月額42,370円	月額42,360～10,000円

※児童が２人の場合は、上記金額に5,000円の加算、３人以降はさらに3,000円ずつ加算されます。
※一部支給の額は所得額に応じて決定されます。

支給の制限

手当を受ける人の前年の所得が次の限度額以上ある場合は、その年度（８月から翌年７月まで）は、手当の全部または一部の支給が停止されます。

所得制限限度額表　（平成14年８月から）

扶養親族等の数（税法上の人数）	受給者		※配偶者および扶養義務者
	全部支給の方	一部支給の方	
０人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
１人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
２人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
３人以上	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算

※扶養義務者とは、同居している請求者の父母兄弟姉妹などのことです。
※請求者が母の場合、所得の範囲には、児童の父親からその児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品等（養育費）」の８割が含まれます。

<手当を受けている方へ>

すべての受給者は、毎年８月１日から８月31日までの間に、玉城町役場へ現況届を出すことが義務づけられています。この届けを出さないと、８月以降の手当が受けられません。なお、２年間届出をしないと資格がなくなります。

現況届は本人宛に送付します。

■特別児童扶養手当

身体や精神に障害のある20歳未満の児童について特別児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図るための制度です。

<手当を受けることが出来る人>

身体障害または知的障害が次の程度の20歳未満の児童を養育している父、もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人です。（ただし、所得制限が設けられています。）

１．１級（重度）重度の知的障害児又は重度の身体障害児
２．２級（中度）中度の知的障害児又は中度の身体障害児

ただし、次のような場合は、手当を受けることができません。

児童が

１．日本国内に住所がないとき
２．障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
３．児童福祉施設等に入所しているとき

（ただし保育所、知的障害児施設、肢体不自由児施設、母子生活支援施設に通園又は保護者とともに入所している場合を除く）

父・母または養育者が

１．日本国内に住所がないとき

詳しくは、町生活福祉チームへお問い合わせください。

手当の額　（平成15年４月から）

区分	支給額
１級該当児童１人につき	月額51,100円
２級該当児童１人につき	月額34,030円

支給の制限

手当を受ける人の前年の所得が次の限度額以上ある場合は、その年度（８月から翌年７月まで）は、手当が停止されます。

所得制限限度額表　（平成10年８月から）

扶養親族等の数（税法上の人数）	受給者	※配偶者および扶養義務者
０人	4,596,000円	6,287,000円
１人	4,976,000円	6,536,000円
２人	5,356,000円	6,749,000円
３人	5,736,000円	6,962,000円
４人	6,116,000円	7,175,000円
５人	6,496,000円	7,388,000円

※扶養義務者とは、同居している請求者の父母兄弟姉妹などのことです。

<手当を受けている方へ>

すべての受給者は、毎年８月11日から９月10日までの間に、玉城町役場へ所得状況届を出すことが義務づけられています。この届けを出さないと、８月以降の手当が受けられません。なお、２年間届出をしないと資格がなくなります。

所得状況届は本人宛に送付します。

8 くらしの情報

［町内版①］

投票所と投票区域の変更

町選挙管理委員会　☎(58)8200

これまで玉城町の投票区は第１投票区から第４投票区までありましたが、このほど外城田・田丸地区投票区の混雑緩和と投票事務などの迅速化を図るため、第１投票区の一部と、第２投票区の一部をあわせ新たな投票区を作ります。

今年９月の町議会議員選挙から実施されます。

投票場所は、**「保健福祉会館　ふれあいホール」**

お間違えのないようお願いします。

なお、栄町１区の人は、従来どおり田丸小学校になります。

詳しくお知りになりたい方は、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票区域	変更前投票区	変更前投票所		変更後投票区	変更後投票所
勝田 浜塚団地	1	外城田小学校	変更します	5	保健福祉会館 ふれあいホール
勝田町 南新町 養殖研究所宿舎 栄町２区 栄町３区 栄町４区 栄町にお住まいで区入りされていない人	2	田丸小学校			

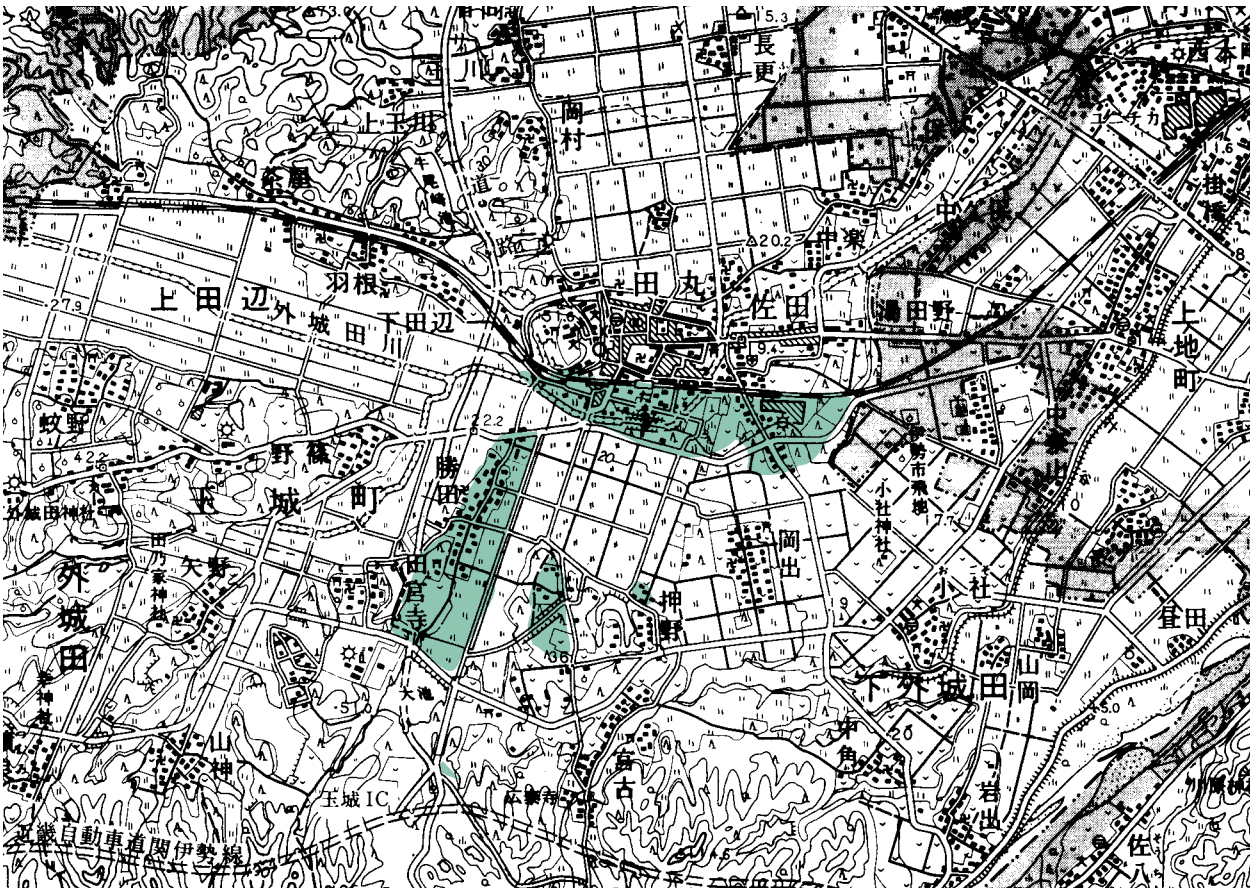

保健師だより1

町保健福祉会館　☎(58)8000

●みんなで子どもの歯をまもろう

シリーズ⑤　フッ素でむし歯予防！！

みなさんは『フッ素』をご存知ですか？最近では、フッ素という言葉は、テレビや雑誌などで、よく見聞きされるようになり、身近な存在になってきています。そこで、今回はフッ素についてお知らせします。

◆フッ素ってなぁに？

フッ素は自然界に広く存在している元素で、身の回りにある土や水、草や木などの植物、また人間の身体にも含まれていて「骨や歯を丈夫にするのに必要な元素」として認められています。私たちは、毎日食べ物や飲み物からフッ素を身体に取りいれていますが、それだけではむし歯予防に十分ではありません。そこで、何らかの形でフッ素を補う必要があるのです。

◆フッ素にはどんな効果があるの？

❶カルシウムやリンなどがむし歯になりかかった部分の再石灰化（カルシウムやリンなどの再沈着）を促進する。
❷フッ素が歯の表面から取り込まれ、エナメル質を硬くし、酸におかされにくい丈夫な歯質にしてくれる。
❸フッ素がむし歯の原因菌に作用して、むし歯の原因となる酸の生成を抑える。

◆フッ素によるむし歯予防法

❶フッ素洗口法…フッ素入りの溶液で、1日1回30秒から１分間ぶくぶくうがいをします。安全で、簡単な方法であるため、家庭・学校等で実施されています。ぶくぶくうがいができるようになったら使えます。

❷フッ素塗布法…歯医者さんでフッ素を直接歯の表面に塗る方法です。うがいができない乳幼児や、はえたばかりの永久歯のむし歯予防には特に効果的です。フッ素塗布は1度実施しただけでは効果がなく、長くとも６カ月、できれば３～４カ月に１回継続的に塗布していくことが大切です。

❸フッ素入り歯みがき剤…家庭において、すぐに実行できるのがフッ素入り歯みがき剤です。今は市販の歯みがき剤の80％近くにフッ素が入っています。低濃度のフッ素をふだん用い正しい歯みがきをするだけでもかなりの効果があります。薬品成分として、ＮａＦ（フッ化ナトリウム）やＭＦＰ（モノフルオロリン酸ナトリウム）と書かれていますので、家庭で使っている歯みがき剤を確認してみてください。

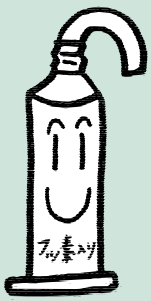

❹その他…フッ素スプレーやフッ素ジェルなど、家庭で手軽に使えるものがあります。

＊フッ素は、生えてきたばかりの歯に使用すると最も効果的です。乳歯は生後6カ月から3歳半頃まで、永久歯は4歳頃から中学3年生頃まで、つまり、生後まもない時期から中学校卒業までの使用が効果的です。また、大人になると歯ぐきが下がり、根の部分がみえてくることがあります。このむし歯の予防にフッ素入りの歯みがき剤の使用が効果的です。

◆フッ素の安全性

飲み込んで危険とされ医師の処置が必要となるフッ素の量は、体重１kgあたり５mgです。（体重60kgの大人：300mg、体重10kgの子ども：50mg）

フッ素塗布では、子どもで８mgのフッ素を使用し、口の中に残るフッ素量は２mg程度となります。フッ素洗口では、洗口後、口の中に残るフッ素は、**お茶１～２杯に含まれる量と同じです。**このように口の中に残る量は、危険とされる数値とかけ離れています。フッ素は指示された量を守って使えば安全です。

8 くらしの情報

［町内版②］

－石風呂－

宮古に県民俗資料に指定された県下唯一の石風呂があり、積良には風炉社碑がある。

石風呂は仏教に関係深い大陸系の民俗といわれ、医療保健のための蒸し風呂で瀬戸内海沿岸に遺風が残っている。風呂の呂は炉で、その起源は水浴でなく熱い水蒸気をこもらせた部屋に入って発汗させるむし風呂であった。それがいつしか神事と結びつき、潔斎に使われるようになった。石を焼いて水をかけ水蒸気をたてるので風呂の近くには聖なる水が必要であった。

上田辺羽根にも風呂坂の伝承があり、山神山田寺南方にも石風呂があったと伝えている。東原には風呂屋垣内・風呂山・中風呂の字名があり、石風呂と関係があったのではなかろうか。

<宮古の石風呂>

宮古の石風呂は東宮古の梶原寺のがけ下にあって、その傍らには湧水をたたえた池がある。この池の水は年中絶えることのない聖なる清水である。

瓦葺き１間に２間半の石風呂屋形は脱衣場と温室と火たき場に分かれ、中央温室は石で囲んだ石釜の上に青竹をわたしその上に浸したむしろをひろげ、石釜の下から薪を焚いては石を焼き、むしろに池水をかけて湯気を立て、湯室の湯気にひたって発汗させては清水で汗を拭って体を清めた。

昭和40年三重県から民俗資料の指定をうけている。

◎金子延夫著　玉城町史第三巻より抜書

「地域子育て支援センター」８月１日相談などはじめます

さくら児童館　☎(58)8527

子育て支援センターでは、８月１日からお母さんをはじめ、育児にたずさわっている人を対象に育児への孤立感や不安を軽減するため、様々な悩みに対する相談・アドバイスを行います。

また、親子サークル「さくらっこくらぶ」では、いろいろな遊びや活動を通して、仲間作りや楽しい子育てのお手伝いをしています。ぜひ、ご参加ください。お待ちしています。

▼**場　所**　さくら児童館内　地域子育て支援センター（田丸小学校校庭内）

▼**育児相談**　毎週月～金曜日　午前９時～午後５時まで

▼**サークル活動**　機関誌「さくらっこくらぶ」や玉城町のホームページでお知らせします。

詳しくは、さくら児童館へお問い合わせください。

町立保育所の園庭開放

日　程● ８月20日　第3水曜日　午前中

時　間● 各町立保育所

お問い合わせは、それぞれの保育所へ

基本健康診査が９月からはじまります

▼**期　間**：９月１日（月）～11月29日（土）

▼**対　象**：40歳以上の方で、職場などの健康診査、国民健康保険の人間ドックを受ける機会のない人

▼**場　所**：町内医療機関

▼**料　金**：無料

詳しくは「広報たまき９月号」（次号）の挟みこみチラシをご覧ください。

地域ぐるみで守ろう!!

町教育委員会　☎(58)8212　町内駐在所

最近、子どもたちを取りまく環境が変化して来ています。

通学途中や遊んでいる時など、車から声をかけ誘い出すなど物騒な事件が伊勢警察署管内で発生しています。

また、電話による脅迫、クラスや友人の電話番号の聞出しなども横行しています。家族はもちろん、地域ぐるみで子どもたちを守って行きましょう。

●児童生徒のみなさんは

・遠回りでも防犯灯のある明るい道を通りましょう
・複数で家に帰りましょう
・暗くなったら、家に連絡して迎えに来てもらおう

●家庭では

・不審電話には応対しない

など、心がけてください。

こころの健康相談

三重県保健福祉部生活支援グループ　☎(27)5139

専門医・保健師によるこころの健康相談を開催しています。秘密は厳守いたしますので安心してご相談ください。

なお、相談は予約制となっていますので、あらかじめ保健福祉部生活支援グループまでお電話ください。

▼日　時　8月28日　午後1時～3時(毎月第4木曜日)
▼場　所　伊勢庁舎　衛生教育室

はな♪はな♪おはなし会

絵本や紙芝居の読み語り、手遊びなどをしています。読み手は現役ママたち！
絵本のこと、育児のこと、いろいろお話ししませんか!?

＜8月のおはなし会＞

日時：8月19日(火)　毎月第3火曜日
　　乳幼児対象：午前10時30分～
場所：町保健福祉会館　研修室
日時：8月22日(金)　毎月第4金曜日
　　乳幼児対象：午前10時30分～
　　小学生対象：午後11時～
場所：町さくら児童館
詳しくは、玉城町ボランティアセンター　☎(58)6915へお問い合わせください

女性の悩み電話相談開設のお知らせ

県保健福祉部児童家庭チーム　☎(27)5304

女性が生活していく中での悩み、心配事についての相談を受ける専用電話ができました。

▼相談受付日時　毎週水曜日・金曜日
　午前9時30分～午後3時30分
　☎ 0596(27)5304

例えば

・配偶者からの暴力(身体的なこと、精神的なことなど)
・家族、親戚、子ども、夫婦、職場の人間関係
・借金等経済的なこと、異性のこと、健康に関すること
・その他生活上の問題等

どこに相談していいかわからない時や身近に相談する人がいない時どうぞお気軽にお電話ください。匿名でもかまいません。秘密は厳守します。

保健師だより2

町保健福祉会館　☎(58)8000

学童の予防接種を受けていますか？

日本脳炎、風しん、二種混合2期がはじまっています。

学童の予防接種は、乳幼児期につけた抗体が少しずつ減っていくため追加の接種が必要となります。12年度より対象学年による接種から年齢による接種となりました。町では、保護者宛にそれぞれ対象学年の生徒には予診票を郵送しましたが、対象年齢の生徒で接種を希望される方は保健福祉会館で予診票をお渡しします。(母子健康手帳をご持参ください)

予防接種名	対象学年	対象年齢（接種日において）
日本脳炎2期	小学校4年生	満9歳～13歳未満
日本脳炎3期	中学校3年生	満14歳～16歳未満
二種混合（ジフテリア・破傷風）2期	小学校6年生	満11歳～13歳未満
風しん	・昭和54年4月2日～62年10月1日生まれでまだ風しんの予防接種を受けていない14歳以上の方 ・適応期間は、平成15年9月30日まで	

＊二種混合2期・日本脳炎2期3期は基礎免疫ができている生徒を対象とします。
＊ 風しんは風しんにかかったたことが明らかな生徒及びMMR接種済の生徒は接種する必要はありません。
＊予防接種についての詳しいことは、保健福祉会館保健師までお問い合わせください。

8 くらしの情報

［町内版③ 広域版①］

介護サービス利用者相談日

町生活福祉チーム　☎(58)8203

【相談日】

8月2日(土) 社会福祉協議会（保健福祉会館）
11日(月) 介護老人保健施設（ケアハイツ玉城）
20日(水) 在宅介護サービス利用者対象（保健福祉会館）
21日(木) 介護老人福祉施設（はなのその）
いずれも午後1時30分～4時

※8月から在宅介護サービス利用者を対象に相談をはじめます。

【介護相談員】

下村　久　　大喜多　逸子
谷口　恵津子　　大西　道子

詳しくは町生活福祉チームまでお問合わせください。

偶数月　第2火曜日は司法書士による無料法律相談を開催

町生活福祉チーム　☎(58)8203

8月12日(火) 午後2時から4時まで町内の司法書士による無料法律相談を町保健福祉会館で開催します。相談を希望される方は、町生活福祉チームまでお申込ください。

【相談内容】

- 相続・贈与・売買による所有権移転
- 担保権の設定・抹消等の不動産登記
- 法人に関する登記・訴え・調停・訴訟等の裁判所提出書類に関するもの
- 成年後見制度に関するもの
- その他身近な相談　　など

司法書士による無料法律相談についてのお問い合わせは、町生活福祉チーム、または保健福祉会館☎(58)8000まで

平成16年玉城町成人式実行委員を募集

町教育委員会　☎(58)8212

町教育委員会では、平成16年成人式の開催にあたり、“新たな自覚をもつきっかけの場と有意義で思い出深い成人式”となるよう企画・運営してもらえる「平成16年玉城町成人式実行委員会」の委員さんを募集します。

これからの時代を生きる成人のひとりとして、実行委員にご参加ください。

▼募集対象　昭和58年4月2日～59年4月1日までに生まれた人で「平成16年玉城町成人式」の企画運営に意欲のある人

▼募集人数　12人程度（応募者多数のときは抽選により決定します）

▼応募締切　8月15日(金)

▼申込方法　玉城町教育委員会へ直接お越しいただくか、電話またはファックス(58)7588で「玉城町成人式実行委員応募」と明示のうえ、住所・氏名・生年月日・連絡先電話番号をお知らせください。

詳しくは、町教育委員会へお問い合わせください。

指定ごみ袋の形状変更のお知らせ

町生活福祉チーム　☎(58)8203

ごみ袋の上部で結ぶことが出来るように、J型のミシン目を入れていましたが、今回から、すべての大きさの袋でU型カット（レジ袋のような形状）に変更しました。

指定給水装置工事事業者の追加

町上下水道チーム　☎(58)8207

本年6月30日までに下記工事事業者を新たに指定しましたのでお知らせします。

指定事業者名	住　所	☎
広辻設備	度会郡御薗村王中島19番地2	0596-24-6627

伊勢シンフォニックバンド第25回定期演奏会開催

代表　村林　☎(24)1239

伊勢シンフォニックバンドでは次のように定期演奏会（玉城町教育委員会など後援）を開催します。

▼日　時　8月31日(日)　午後1時30分開演
▼場　所　伊勢市観光文化会館大ホール
▼入場料　一般　当日800円（前売り600円）
　高校生以下　当日700円（前売り500円）

チケットのお求めは、伊勢市観光文化会館、市内楽器店などでお願いします。その他、詳しくは代表の村林さんへお問い合わせください。

『ディズニー・オン・アイス伊勢公演』伊勢志摩地域限定の電話先行予約受付！

伊勢公演事務局　☎(20)7170

(財)三重ビジターズ推進機構などの共催により、11月1日～3日間『ディズニー・オン・アイス伊勢公演“美女と野獣”』が三重県営アリーナで開催されます。

そこで、下記の3日間に限り、伊勢志摩地方住民限定の電話先行予約が受け付けられます。

▼電話番号　☎0570(00)9898
▼受付期間　8月2日(土)～4日(月)
　午前10時～午後6時
▼料　金　S席　5,800円　A席　4,200円

その他、詳しくは伊勢公演事務局へお問い合わせください。

第3回 WATARAI NIGHT FEVER 開催

度会商店会　☎(62)0131

度会町の商工業の活性化を進める度会商店会では、この夏、第3回のイベントを開催します。

▼日　時　8月23日(土)　雨天24日(日)
　午後5時～10時
▼場　所　宮リバー度会パーク芝生広場
▼内　容　津軽三味線、よさこいソーラン踊り、太鼓（宮坂流銭太鼓）の演奏
　花火大会など

詳しくは、度会商店会　担当の大西さんにお問い合わせください。

暴力団に関するご相談は財団法人 暴力追放三重県民センターへ

(財)暴力追放三重県民センター　☎059(229)2140

暴力団などに関する一切の相談を、専門的な暴力追放相談委員が電話や面接によって受付け、指導や助言を行っています。

法律問題に関しては、当センター委嘱の弁護士による無料相談を受付けています。

●暴力団関係法律相談
毎週水曜日　午後2時～4時

●暴力相談電話
午前9時～午後4時（祝日を除く月～金曜日）

国民生活金融公庫融資制度のご紹介

国民生活金融公庫伊勢支店　☎(24)5191

国民生活金融公庫は政府系金融機関として、おもに中小企業のみなさんのための事業資金の融資をおこなっています。

また、大学、専修学校、高校などの入学資金や在学資金が必要な人のため「国の教育ローン」も取り扱っています。

●おもな融資制度

種　類	ご融資限度額	ご返済期間	利率（年利）
国の事業ローン	4,800万円	運転資金5年以内 設備資金10年以内	1.35％
ＩＴ資金	7,200万円	運転資金5年以内 設備資金15年以内	お使い途に応じ、 0.45～1.55％
新規開業特別資金	7,200万円	運転資金7年以内 設備資金15年以内	ご融資期間に応じ、 1.35～1.55％
セーフティネット貸付	3,000万円 ～4,800万円	5年以内 （特に必要な場合7年以上）	1.35％
国の教育ローン	学生・生徒一人あたり 200万円	10年以内	1.5％

＊利率は平成15年6月1日現在のもので、いずれも固定金利。
詳しくは、国民生活金融公庫伊勢支店へお問い合わせください。

8 くらしの情報

［広域版②］

沖　縄

発

玉城村

From
Okinawa
Tamagusuku
Village

平和への思いを込めて「被爆２世」の苗を植樹

６月17日から29日の間、玉城村糸数の南部観光総合案内センターで、本村在住の藍染作家並河善知さんによる「平和の藍展」が催されました。同月２２日には、その企画の一つとして、広島・長崎で被爆した木の２世にあたる苗が植樹されました。

植樹された苗は、広島のアオギリと長崎のクスノキで、植樹の際には参加者一人ひとりが平和を願いながら苗木に土をかぶせました。

また、同センターで開かれた作品展では、並河さんが制作した藍染め作品が30点ほど展示され、会場を訪れた人たちに平和を願った「御万人（うまんちゅ）の署名」が呼び掛けられました。

同展は、並河さんの「愛と藍は繋がっていると思う。藍を通して平和の心を伝えていきたい。」との思いから企画され、「この木が育ったら、その種を世界中に広め、平和の心を形にして届けたい。」と夢を語っていました。

植樹した苗と並河さん（左）

沖縄県玉城村役場　☎098（948）7111

三重県ガイドヘルパー養成研修会受講者募集

（社）三重県身体障害者福祉連合会　☎059（232）6803

重度視覚障害者、全身性障害者が外出する際に付き添いを行うガイドヘルパーを養成します。

▼**日　時**　10月３日（金）、４日（土）、５日（日）
▼**場　所**　ジェフリーすずか（鈴鹿市男女共同参画センター）
▼**受講対象者**　介護福祉士、ホームヘルパー１・２級課程修了者等
▼**定　員**　視覚課程60名、全身性課程50名
▼**受講料**　無料（テキスト代等実費）
▼**申込前**　町生活福祉チーム
▼**申込期間**　８月27日（水）～９月３日（水）

詳しくは、（社）三重県身体障害者福祉連合会へお問い合わせください。

電気は正しく　安全に使いましょう　８月は電気使用安全月間

（財）中部電気保安協会伊勢事業所　☎（25）0892

８月は電気使用安全月間です。感電災害は夏季に集中して発生します。夏は汗をかきやすく、皮膚の露出部分が多くなり、また疲労から注意力が散漫になりがちです。この点から毎年８月を「電気使用安全月間」とし全国一斉に行われています。

感電災害を防止するため、電気は安全に正しく使いましょう。

電気のご相談は財団法人中部電気保安協会伊勢事業所へお問い合わせください。

■玉城町役場 ☎58-8200 FAX58-4494
●総務チーム ☎58-8200
●税務住民チーム ☎58-8201
●生活福祉チーム ☎58-8203
●上下水道チーム ☎58-8207
●産業建設チーム ☎58-8205
●出納室 ☎58-8210
●議会事務局 ☎58-8211
●教育委員会（村山龍平記念館） ☎58-8212
●青少年電話相談 ☎58-4108
■病院老健チーム
玉城病院 ☎58-3039
介護老人保健施設ケアハイツ玉城
・介護老人保健施設 ☎58-3770
・訪問看護ステーション ☎58-8117
・訪問介護 ☎58-8117
・在宅介護支援センター ☎58-8822
・居宅介護支援事業所 ☎58-8822
■保健福祉会館 ☎58-8000
■社会福祉協議会
社会福祉協議会 ☎58-6915
在宅介護支援センター ☎58-8181
居宅介護支援事業所 ☎58-6915
■夢工房たまき ☎58-7696
■中央公民館 ☎58-6331
■青少年相談センター ☎58-4108
■アスピア玉城
玉城ふれあいの館 ☎58-8800
ふるさと味工房 ☎58-8686
■さくら児童館 ☎58-8527

休日・夜間当直室 58-8213

◆人の動き（平成15年７月１日現在）
●人口　14,883人（＋6人）
●男　7,240人（＋2人）
●女　7,643人（＋4人）
●世帯数　4,474世帯（±0世帯）
（　）は６月１日以降の増減

今月の表紙

下外城田保育所で７月７日、七夕まつりがおこなわれました。笹には願い事がたくさん。なかでも、“おとうちゃんといっぱいあそべますように”これには心打たれました。

広報たまき
第364号　平成15年８月号
編集：広報たまき編集委員会
発行：玉城町役場総務チーム
〒519-0495　三重県度会郡玉城町田丸114-2
TEL 0596-58-8200　FAX 0596-58-4494
Home Page　http://www.town.tamaki.mie.jp
e-mail　info@town.tamaki.mie.jp

広報たまきは再生紙を利用しています

いきいきはぐくみネットワーク

いきいきクラブ

8月4日(月)・18日(月)・25日(月)・9月8日(月)
時間　午前10時～11時30分
場所　町保健福祉会館　健康相談室
対象　60歳以上の方（若い方も歓迎します）
内容　指体操、簡単なストレッチ体操など

保健福祉会館研修室（和室）・多機能室の改修

8月18日(月)～22日(金)
改修工事のため、研修室（和室）・多機能室の使用はできませんのでご了承ください。

３歳児健康診査

8月20日(水)
受付時間　午後１時～１時20分
場所　町保健福祉会館
対象　平成12年２月１日～３月31日生まれのお子さんまたは前回未受診の人
＊該当児には、個人通知します。

乳幼児相談

8月28日(木)
時間　午前10時～午後３時
場所　町保健福祉会館
対象　生後２カ月～３歳までのお子さん
内容　身体計測、離乳食（栄養）や子育て全般に関する相談
＊母子健康手帳をお持ちください。

行政・心配ごと相談

9月1日(月)・16日(火)
時間　午前10時～午後３時
場所　町保健福祉会館
相談員　行政相談員および民生委員
お問い合わせは　町社会福祉協議会へ

町税など納期のお知らせ

町税などの納期は、期限を守って必ず納めてください。納期は次のとおりです。
●町県民税（第２期）……9月1日(月)
お問い合わせは、町税務住民チームへ
●国民健康保険料（第５期）9月1日(月)
お問い合わせは、町生活福祉チームへ

たまきっこくらぶ

9月2日(火)
集合場所　町保健福祉会館
集合時間　午前10時
対象　保育所入所までのお子さんとその保護者
内容　いも堀りと自由遊び
＊参加を希望される方は保健福祉会館までお申し込みください
（雨天の場合、９日に延期いたします）

青少年電話相談

毎週　月・木曜日
時間　午前10時～午後３時
☎（58）4108
お問い合わせは、町教育委員会へ